

にかほ市木材利用促進基本方針

平成24年2月22日策定

第1 趣旨

この基本方針は、公共建築物等における木材利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第9条第1項の規定に基づき、公共建築物等における木材の促進の意義、公共建築物等における地元産木材利用の目標、地元産木材の利用を推進すべき公共建築物等、地元産木材の利用促進に向けた取り組み、その他地元産木材の利用を促進するうえで必要な事項を定める。

第2 公共建築物等における木材の利用の促進の意義

市が、公共建築物等において率先して木材を利用することにより、森林の保全と木材の利用の両立を促進するとともに、その効果に関する市民の理解を深める。

1 木材利用そのものの効果

公共建築物等は、広く市民一般の利用に供されるものであり、市による率先した木材の利用、あるいは取り組み状況の効果等の積極的な情報発信により、市民に対して木と触れ合い、木の良さを実感する機会や木材の特性、木材利用がもたらす効果を幅広く提供することができる。

また、公共建築物等において木材の利用を進めることで、木材の需要を創出する直接的な効果はもとより、住宅等の一般建築物における木材の利用の促進、さらには建築物以外の工作物の資材や各種製品の原材料としての木材の利用の拡大といった波及効果も期待できる。

2 森林の整備、地域経済・雇用の面での効果

木材の需要を拡大することは、林業の再生を通じた森林の適正な整備につながり、森林の有する多面的機能の持続的な発揮や山村をはじめとする地域経済の活性化と雇用の創出を図ることができる。

第3 公共建築物等における地元産木材利用の目標

次に掲げる目標に沿って地元産木材の利用促進を図るものとする。

- 1 低層の公共施設は、原則として木材とする。ただし、法令上の規定がある場合や許容範囲を超える負担増となる場合、防災関連施設など用途面や構造・耐久性など技術面から木材の利用が困難である場合を除く。
- 2 公共土木工事において、木の持つ特性に留意し、積極的に地元産木材を活用する。
- 3 その他、調達する物品については、木製品が環境にやさしい自然素材であることから、地元産木材を使った物品を積極的に利用する。
- 4 地元産木材の利用に対する市民の理解を深めるとともに、経済波及効果を高めるため、民間業者が整備する施設においても地元産木材の積極的な利用を促進する。

第4 地元産木材を利用すべき公共建築物等

地元産木材の利用を推進すべき具体的な公共建築物は、以下のような建築物等とし、秋田県の指針に即して可能な限り地元産木材の利用に努める。

- 1 市が整備する公共の用又は公用に供する建築物
- 2 市が調達する机や書棚等の備品、消耗品
- 3 その他、公共の用に供する工作物等

第5 地元産木材の利用促進に向けた取り組み

これらの取り組みの推進に当たっては、次の事項について関係部局の連携を図りながら、総合的に推進する。

- 1 市有施設及び市施工土木工事における木材の利用の促進の意義等について広く理解を得られるように努める。
- 2 市有施設の管理者等は、多くの市民が木造建築物に触れ親しみ、木材の持つ良さや木材利用の意義について広報や普及に努める。
- 3 品質が確保された地元産木材を安定供給できる体制の整備に努めるとともに、地元産木材利用に関する人材育成、技術開発、普及並びに流通及び製品等に関する情報の収集、分析、提供に努める。

第6 その他地元産木材の利用を推進するうえで必要な事項

公共建築物等における木材の利用の促進に当たっては、森林の有する多面的機能の発揮と木材の安定的な供給とが調和した森林資源の持続的かつ循環的な体系づくりを重要視し、無秩序な伐採を防止するとともに的確な再生林を確保するなど木材供給及び利用と森林の適正な整備の両立に努める。

※用語の定義

●地元産木材

県内の森林から生産された原木及び県内の森林を中心として生産された原木（広葉樹にあっては、輸入された原木及び一次加工品を含む）を県内で製材加工した木材製品をいう。